

＜ISO/IEC 17011:2017(JIS Q 17011:2018)4.4 公平性に関する要求事項及び IAJapan の対応＞

箇条番号・要求事項	IAJapan の対応
4.4.1 認定は公平に行われなければならない。 4.4.2 認定機関は、その認定活動の公平性に責任を負い、公平性を損なう商業的、財務的又はその他の圧力を容認してはならない。 政府系の認定機関を含み、認定機関がより大きな組織の一部の場合、その認定機関は、公平な認定が提供できるように組織化されなければならない。	○公平性を損なうおそれのある不当な圧力の排除は、「IAJapan 公平性の確保に関する方針」に規定し全職員に周知している。また、認定活動方針(資料 10 参照)でも公平性について触れており、全職員に周知するとともに IAJapan ウェブサイトにて公表している。 (https://www.nite.go.jp/iajapan/aboutus/gyoumu/index.html) ○NITE における IAJapan(適合性評価推進センター認定センター)の位置付けは、NITE 法人規程(組織規程)に規定されている。 (参考:組織規程(抜粋))第36条 機構は、認定センターを認定機関に対する要求事項(=ISO/IEC 17011)における認定機関とする。 ○IAJapan の認定活動に係る独立性を確保するため、IAJapan の認定活動(意思決定プロセス)に NITE 内 IAJapan 外の部門、部署職員を関与させないよう、NITE 法人規程(組織規程、職務権限及び決裁基準規程)にて各部門・部署の所掌業務及び関係要員の権限を規定している。
4.4.3 認定機関には、公平性に対するトップマネジメントのコミットメントがなければならない。認定機関は、公平性に関する方針を文書化し、公表しなければならない。それには認定活動を実行し、利害抵触を管理し、及び認定活動の客観性を確保する上での公平性の重要性を含めなければならない。	○トップマネジメントは、方針及び目標の確立(資料 10 参照)、公平性に関する評価委員会、マネジメントレビューの開催のほか、認定業務を統括する上で公平性に対するコミットメントを果たしている。 ○公平性の確保に係る以下の文書を整備し、IAJapan ウェブサイトにて公表している。 (https://www.nite.go.jp/iajapan/aboutus/johokokai/index.html) ➢IAJapan 公平性の確保に関する方針(URP17) ➢公平性のリスクに関する規程(URP26)

	➤ 認定の公平性に関する評価委員会規程 (URP06)
4.4.5 認定機関は、公平性を確保するために、利害関係者が効果的に関与できる機会を提供するためのプロセスを文書化し、実施しなければならない。認定機関は、利害関係者の関与において、単一の利害関係者が支配力をもつことなく、均衡のとれた代表構成となることを確実にしなければならない。	利害関係者が効果的に関与する機会として「認定の公平性に関する評価委員会」を設置している。本委員会は、利害関係者（適合性評価機関、適合性評価機関の顧客、スキームオーナー、等）の均衡のとれた構成を確保している。 また、各技術委員会及び分科会においても、適切な利害関係者の均衡がとれた構成を確保している。
4.4.6 認定機関は、他との関係又はその要員の他との関係をもつことから生じるいかなる利害抵触をも含む、その活動に起因する公平性に対するリスクを、継続的に特定し、分析し、評価し、対応し、監視し、文書化するためのプロセスをもたなければならない。このプロセスには、透明性及び一般社会の認識を含む公平性に影響する事項について助言する、4.4.5に記載した適切な利害関係者の特定及びこれらの利害関係者との協議を含めなければならない。 注記 1 認定機関の公平性に対するリスクの発生源としては、所有、統治、マネジメント、要員、共有資源、財務、契約、外部委託、教育・訓練、マーケティング、及び販売手数料の支払又は新規顧客の紹介に関するその他の誘引条件が挙げられる。 注記 2 利害関係者との協議を行う一つの方法に、委員会の使用がある。	公平性に対するリスクの継続的特定、分析、評価、対応、監視及びそれらの記録の保持については、「公平性のリスクに関する規程」にプロセスを規定している。それらの実施状況について、「認定の公平性に関する評価委員会」にて報告し、取組みの妥当性を審議することとしている。
4.4.7 公平性のリスクが特定された場合、認定機関は、どのようにそれらのリスクを排除又は最小化するかを文書化及び実証し、また、残留リスクを文書化しなければならない。この実証は、認定機関の中から生じるか、又は認定機関以外の人、機関若しくは組織の活動から生じるかを問わず、特定された全ての潜在的リスクを網羅しなければならない。	特定された公平性のリスクの排除・最小化の実施、残留リスクのレビュー及び対応については、「公平性のリスクに関する規程」に手順を規定し実施している。公平性のリスクは、IAJapan 内部で生じるもの、及び IAJapan 外部の関係機関・組織・人との関係を網羅する。

4.4.8 トップマネジメントは、容認可能な水準にあるかどうかを決定するために、全ての残留リスクをレビューしなければならない。	残留リスクについては、「業務機会毎の公平性リスクの特定及び分析結果（資料8）」により、レビューを実施している。
4.4.9 公平性に対する容認できないリスクが特定され、そのリスクを容認できるレベルまで低減できない場合は、認定を提供してはならない。	公平性のリスクが容認できるレベルまで低減できない場合は認定を提供しない旨、「IAJapan 公平性の確保に関する方針」に規定し、関係者に周知している。
4.4.10 認定機関の方針、プロセス及び手順は、差別的であってはならず、また、差別的でない方法で適用されなければならない。認定機関は、その方針及び規則に規定する認定活動の範囲内で、認定を依頼する全ての申請者がサービスを利用できるようにしなければならない。サービスの利用は、申請した適合性評価機関の規模又は特定の協会若しくは団体の会員であることを条件としてはならず、また、既に認定した適合性評価機関の数を認定の条件としてはならない。 注記 認定機関が、不正行為、情報の改ざん又は認定の要求事項の意図的な違反に関する立証済みの証拠を理由として、適合性評価機関へのサービスを拒否した場合には、差別的とはみなされない。	「IAJapan 公平性の確保に関する方針」に規定し、関係者に周知している。IAJapan の方針、プロセス及び手順を IAJapan のウェブサイトにて公表している。
4.4.11 認定機関及び同じ法人のいかなる部分も、公平性に影響を与える次のようなサービスを申し出たり、提供したりしてはならない。 a) 認定の対象となる適合性評価活動。これには、試験、校正、検査、認証（マネジメントシステム、要員、製品・プロセス・サービス）、技能試験の提供、標準物質の生産、妥当性確認及び検証があるが、この限りではない。 b) コンサルタント業務 <参考>ISO/IEC 17011 3.34 コンサルタント業務（consultancy） 認定の対象となる適合性評価機関の活動への参加。	「IAJapan 公平性の確保に関する方針」に規定し、関係者に周知している。IAJapan は、a)、b)とも申し出、提供を行っておらず、今後行うことはない。

例 1 適合性評価機関のためのマニュアル又は手順の準備若しくは作成。 例 2 適合性評価機関の運営又はマネジメントへの参加。 例 3 適合性評価機関のマネジメントシステムの開発・実施、業務手順及び／又は能力に対する、特定の助言又は特定の教育・訓練の提供。	
4.4.12 認定機関が、コンサルタント業務を申し出る機関、又は 4.4.11 a)において挙げられた適合性評価活動を行う機関と関係がある場合、認定機関は、次の事項をもたなければならない。 a) 異なるトップマネジメント(5.7 参照)。 b) 認定の意思決定プロセスを実行する異なる要員(箇条 5 参照)。 c) 明らかに異なる名称、ロゴ及びシンボル。 d) 全ての認定活動の結果へのいかなる影響も予防する効果的なメカニズム。	IAJapan の関係機関(NITE 内部、NITE 外部)のコンサルタント業務／適合性評価活動の実施の有無、及び本要求事項への対応について、資料5にまとめている。
4.4.13 認定機関は、その活動を、コンサルタント業務又は公平性に対する容認できないリスクを与えるようなその他のサービスと関連付けて提示してはならない。特定の要員又はコンサルタント業務を利用すれば、認定がより簡単に、容易に、迅速に、又は廉価になると示唆するようなことを述べたり、暗示したりしてはならない。 注記 認定機関は、例えば、次のような公平性に対するリスクとはみなされない業務を行うことができる。 － 教育・訓練、オリエンテーション又は教育講座の手配、及び講師としての参加。ただし、これらの講座が、誰でも自由に入手できる一般情報の提供だけに限定されていることを条件とする。つまり、適合性評価機関の活動に関して、当該機関に固有の解決策を提示できない。	○IAJapan は、公平性に影響を与える以下のサービスを提供しない旨、「IAJapan 公平性の確保に関する方針」に規定し、全要員に周知している。 ・適合性評価機関のマニュアル又は手順の作成支援 ・適合性評価機関の活動への参加(適合性評価機関の運営又はマネジメントへの参加、適合性評価機関のマネジメントシステムの開発・実施、業務手順及び／又は能力に対する特定の助言又は特定の教育・訓練の提供、等) ○個々の IAJapan 職員による公平性に影響を与える情報提供については、公平性のリスクとして特定、評価し、対応を行っている(資料7)。

－ 審査における価値の付加。例えば、固有の解決策の提示を含まない、審査中に明らかになった改善の機会の明示。 － 認定プロセスの開発についての他の認定機関への助言。 － 関連する適合性評価規格の要求事項を含む、認定要求事項についてのスキームオーナーへの助言。	
--	--